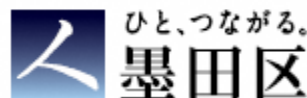


墨田区消費者ニュース

令和8年5月発行 第234号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目1番7号 TEL03-5608-1516



テレビショッピング 「申込みの電話」は、購入品・契約条件を 確認するチャンスです

■ このようなことが・・・

- ・ 契約条件の画面を読み終える前に、別の画面に変わってしまった。
- ・ 購入した後、服のサイズや器具の機能などが、予定していたものと異なり、使用できずに終わってしまう。
- ・ 購入は1回のつもりだったのに、定期購入になっていた。
- ・ 商品が届く前に、事業者「解約したい」と連絡したが、断られた。

■ テレビショッピングで気を付けること

返品についての特約がなく、8日以内であれば、解約が可能な場合もありますが、「返品の可・否」「解約方法」などの契約条件は事業者の規約によります。(テレビショッピングは、クーリング・オフ制度の対象外です。) 返品や解約については条件があることが多いので注意してください。

■ テレビで見逃したら「申込電話で確認」します

- ・ 使用する状況に合うか (設置予定の場所や自分のサイズに購入品のサイズが合うか、取扱方法は自分にとって難しくはないか)
- ・ 定期購入になっていないか
- ・ 返品・解約の方法 (申出時期、負担の有無、連絡先)



わからないことがあったら、
消費者センターに電話をしてください

※判断力の低下した高齢者がテレビショッピングを何件も申し込んでしまうケースがあります。
家族が事業者「相談し、対応してもらえる場合もあります。

参考：(独)国民生活センター令和7年9月3日付け報道発表資料
イラスト：いらすとや

消費者センター相談の窓口から

スポーツジム等での契約トラブルにご注意！

～契約内容をよく確認しましょう～

【相談事例】

SNSで、ホットヨガスタジオが1000円の体験キャンペーンをしていることを知り、ホームページから体験を申し込んだ。

店舗で体験した後、スタッフから入会するよう勧められた。「今日、2年契約すれば2万円の入会金が免除になりお得だ」と言われた。契約せずに帰りたかったが、何度も勧められ、その場で毎月4万円の通い放題コースを契約してしまった。

帰宅後、高額なコースを契約したことを後悔した。今日の契約なので解約したい。

【アドバイス】

近年、スポーツジムやフィットネスクラブ、ヨガ教室、体操教室等を利用する人が増えています。消費者センターに寄せられる相談も年々増加しています。

契約時や利用時のトラブルが発生しているほか、解約を申し出た際に「解約料を請求された」等、解約時に関する相談が多数寄せられています。

以下のことに気を付けましょう

1. 契約書面や規約を必ず読み、内容を確認してから契約しましょう。
2. 契約条件等については事務のスタッフに説明を求め、十分確認しましょう。
3. スポーツジム等の契約は原則クーリング・オフができません。
契約は慎重に行いましょう。



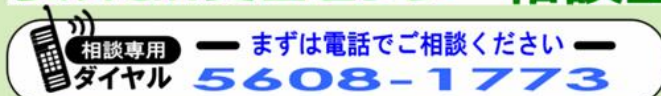
イラスト：いらすとや

相談事例では、消費者センターで契約書を確認したところ、2年間の契約であること、契約中の解約は2万円の解約料が必要であること、契約変更や解約手続きは店舗で行うことが明記されていました。解約の方法、条件等については契約書の記載に従うことになることと説明し、自主交渉するよう助言しました。

相談者が、店舗に出向き店舗交渉したところ、解約金が減額されました。

不安に思った場合やトラブルになった場合には消費者センターに相談しましょう。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

